

佐世保市立吉井中学校 部活動に係る活動方針

平成31年4月 佐世保市立吉井中学校 校長 松山弥六

1 はじめに

中学校学習指導要領において、部活動は「教育課程との関連性により行われる学校教育活動の一環」として明確に位置付けられており、学校教育が目指す生徒の資質・能力の育成に資する教育活動として重要視されている。このことを踏まえ、本校における部活動は「佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の指針」及び以下の点を重視し適切に活動する。

- (1) 徳・知・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、スポーツや文化および科学等に親しませる。
- (2) 生徒の自主的・自発的な活動により行われ、学校教育活動の一環として合理的かつ効果的・効率的に取り組む。
- (3) 生涯にわたって心身の健康や文化的素養を身につけ、心豊かで健康的なライフスタイルを実現するための資質・能力を育成する。
- (4) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 本校における部活動の方針

(1) 適切な指導の実施について

- ①部活動の実施にあたっては、文部科学省が作成した「運動部活動での指導のガイドライン」等を参考に、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ②部活動顧問は、スポーツ医・科学や中学生期の発育・発達段階を十分に理解し、過度な練習等に偏ることなく、スポーツ傷害やバーンアウト症候群等のリスクを軽減するために適切な休養が必要であることを理解し、指導を行う。
- ③部活動顧問は、年度当初に担当部活動の「年間指導方針」・「活動計画」を作成するとともに、「毎月の活動計画」を作成し校長の承認を得る。各部活動の年間指導方針・活動計画の提出は4月中旬、毎月の活動計画については前月の20日までに提出する。
- ④部活動顧問は、生徒の体力向上や生涯スポーツの基礎及び文化的素養を培うとともに、技能や記録の向上などの目標が達成できるよう中央競技団体や有識者が作成した手引き等を活用しながら、科学的裏付けのある練習方法を導入し、効率的に成果が得られる指導を行う。
- ⑤部活動顧問は、専門的な知見を有する者と連携・協力し、発育・発達段階や性差などについて正しい知識を得たうえで指導を行う。また、研修会等に参加し、自身の知見を高めるよう努める。

(2) 適切な休養日の設定および活動時間について

- ①学期中は前期・後期ともに、週当たり2日の休養日を設ける。この場合、月曜から金曜日において1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日以上以上の休養日を設定する。
- ②「家庭の日」（毎月第3日曜日）は部活動の練習を行わない「ノー部活動デー」とする。
- ③土曜日・日曜日の両日に大会参加等により部活動を行った場合は、直近の月曜日あるいはその翌日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定する。
- ④夏季・冬季・学年末・学年始休業期間における休養日についても、学期中に準じて休養日を設定する。
- ⑤活動時間については、1日の練習時間は学期中の平日においては2時間程度、祝祭日を含む

土曜日・日曜日及び長期休業期間中は3時間程度を原則とする。また、週当たりの活動時間の合計は16時間を上限（学校外の各種スポーツクラブや社会体育団体での活動を含む）とし、これを著しく上回ることがないように計画を立てる。

⑥活動終了後の完全下校時間については、季節ごとの日没時間や交通機関の運行等を考慮し、以下のように設定する。

期 間	練習開始時間	練習終了時間	完全下校時間
3月16日～9月15日	16時10分～	18時15分	18時30分
9月16日～ 9月30日		18時00分	18時15分
10月 1日～10月15日		17時45分	18時00分
10月16日～10月31日		17時30分	17時45分
11月～1月～1月15日		17時15分	17時30分
1月16日～2月15日		17時30分	17時45分
2月16日～3月15日		18時00分	18時15分

※日没時間を考慮し、変更もあり得る。

⑦部活動顧問は、2(2)①を踏まえ、定められた活動時間の中で合理的かつ効果的・効率的な活動を行う。また、実際の活動時間及び休養日を毎月の活動計画の中に確実に記録しておく。

⑧活動時間とは、準備・後片付け・休憩時間を除く実際に試合や練習等を行った時間とする。

(3) 学校全体の部活動停止期間及び停止日について

- ①「学校閉庁期間」については、すべての部活動の活動を停止する（年末・年始の休日を含む）。
- ②前期・後期ともに中間テストにおいてはテスト前3日間、期末テストにおいてはテスト前5日間及びテスト最終日の前日までは活動停止とする。
- ③学校行事等の実施及び準備において、生徒の健康管理に支障があると判断した場合及び練習場所の確保が困難な場合は活動を停止する。

3 各種大会の参加について

- (1) 長崎県体育保健課が示している年間で参加する大会数の目安である9大会を超えないものとするが、生徒や顧問、保護者にとって過度な負担にならないよう大会参加数を決定する。
（ただし、佐世保市中学校体育大会および新人大会からつながる県大会・九州大会・全国大会はそれぞれ1大会とみなす。その他市予選から上位大会に繋がる大会も1大会とみなす）
- (2) 上記(1)に従い、各部において参加する大会を決定し、「大会参加計画」を立てる。
- (3) 長崎県の代表として選抜された選手・生徒の大会参加については、年間の大会参加数から除くものとする（国体、全国選抜大会等）。

4 本校に設置する部活動（平成31年度/令和元年度）

男子部（3）	女子部（4）	男女部（6）	
男子ソフトテニス部	女子ソフトテニス部	軟式野球部	陸上部
男子卓球部	女子卓球部	柔道部	剣道部
男子バスケットボール部	女子バスケットボール部	美術部	音楽部
	女子バレーボール部		

5 部の設置及び廃部について

(1) 部の設置について

- ①現在設置していない部を設置する場合は、在校生に対するアンケート調査を実施するとともに、小学校においてもアンケート調査等を行い、客観的なデータを収集する。
- ②収集したデータを基に入部する生徒の数、今後入部するであろうと予測される生徒の数と継続年数を把握するとともに、練習場所となる施設の確保、顧問となる教職員の数等を勘案し校長が判断をする。

(2) 部の廃部について

- ①長崎県中学校体育連盟が示す競技別の最低編成人数を下回り、複数校合同チームの編成も困難になった場合は廃部に向けての検討会を開催する。
- ②検討会の開催に向けては、在校生に対するアンケート調査を実施するとともに、小学校においてもアンケート調査等を行い、客観的なデータを収集する。
- ③収集したデータより、今後1年生から3年生までの部員数が長崎県中学校体育連盟の示す競技別の最低編成人数を下回る場合は、次年度より部員の募集を停止し、最後の部員が参加する佐世保市中学校体育大会およびその上位大会が終了後廃部とする。

6 スポーツクラブ等の社会体育団体への周知について

- (1) 本校に部活動として設置されていない競技で、スポーツクラブや社会体育団体に参加し、継続的に練習を行っている生徒についても、「佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の指針」及び本校の活動方針に沿って活動を行うものとする。
- (2) 「佐世保市中学校体育大会の参加資格」の中で、「佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の指針および各学校が定める運動部活動の方針に沿った活動を行っている者」と謳われていること、また、これらの指針・方針が中学生期の子どもたちの心身の健康を保持するために定められていることを、スポーツクラブ及び社会体育団体の指導者に対して説明を行い、当該生徒がスポーツ障害やバーンアウト症候群等に陥ったり、佐世保市中学校体育大会等への参加資格を失ったりすることのないよう周知徹底する。